#### 社会保険新報

2023.6





初夏のココスカで歴史さんぼ (8ページ) も見てね!



(東京近郊の名所) 神奈川県横須賀市

#### 浦賀の夜明け

神奈川県横須賀市東部に位置する浦賀は、干鰯問屋や回船問屋で栄えた港町でしたが、嘉永6年6月(新暦1853年7月)、米国海軍・ペリー司令長官が開国を求めて来航。幕末期には、勝海舟が艦長を務める咸臨丸が出航して日本人初の太平洋横断航海を成し遂げる等、浦賀は歴史の重要拠点となりました。当時の面影を残す名所が点在し、咸臨丸出航の碑がある愛宕山公園、数多くの大型船を建造した浦賀ドック(2003年に閉鎖)、また、ポンポン船の愛称で親しまれる浦賀の渡し船は、現在も交通手段として東西を行き来しています。写真は、愛宕山公園から望む夜明け(2023年4月24日撮影)



- 協会けんぽ東京支部 療養費支給申請書 ~治療用装具(P2) 接骨院・整骨院のかかり方(P3)
- 日本年金機構 算定基礎届〈定時決定〉(P4-5) 賞与支払届を忘れずに! (P5) □民年金ひとことメモ 国民年金保険料の免除・納付猶予制度と追納(P5)

## 協会けんぽ 東京支部 からの (お)知(ら)せ



# 

医師の指示により、コルセットや弾性着衣等の治療用装具を購入・装着または8歳までの子どもが小児弱視等の 治療を目的とした眼鏡等を購入したときは、療養費の支給を受けることができます。費用を支払った後、協会けん ぽに<u>療養費支給申請書(治療用装具)</u>をご提出ください。 ※支払った治療用装具代が全額払い戻されるわけではありません。



#### (治療用装具) は次の手順で申請してください 療養書

医師の指示により、 治療のための装具 を作成

装具の領収書(原本) と医師が記入・証明し た治療用装具製作 指示装着証明書 を用意

3

療養費支給申請書 と2の書類一式を 協会けんぽへ 提出

4

療養費(治療用装具) の払い戻し

### 療養費支給申請書を提出する前に必ずご確認ください

- 協会けんぽでは、療養費の支給決定後、提出書類の返却ができません。自治体等に医療費助成の申請を行う際は、 領収書のコピーまたは原本の提出の要否について、事前に自治体等へご確認ください。
- 負傷(けが)の原因が第三者行為によるときは、「第三者等の行為による傷病属」もあわせてご提出ください。



## 詳細は、協会けんぽホームページをご覧ください

申請書の ダウンロード はコチラ



制度の詳細 はコチラ





## 令和5年1月以降、協会けんぽの各種申請書は新様式に変更しています

~旧様式をご使用の場合は、すみやかな切り替えをお願いします~

旧様式で申請された場合、事務処理等に時間を要してしまうことが ありますので、新様式のご使用をお願いします。

詳細は コチラ



協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、加入先の健康保険組合等にお問い合わせください。

▶このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部(TEL 03-6853-6111→音声ガイダンス「1」)まで

## 協会けんぽ 東京支部 からの お 知 らせ







# 

接骨院・整骨院での柔道整復師による治療には、健康保険の対象となる場合とならない場合があります。



## 健康保険が 使えます

たとえば こんなとき

- ●日常生活やスポーツで足をひねった
- 家の中で転んで床に肘をぶつけた
- 外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲、捻挫、 挫傷 (肉ばなれ等)

ご注意 ください 骨折や脱臼に対する施術は、 応急処置を除き、医師の同意 が必要です。



## 健康保険が 使えません

たとえば こんなとき

- ●日常生活で感じる肩こり
- ●単なる肩こり、筋肉疲労、慢性的な痛み
- リラクゼーションを目的とした利用
- 神経痛、リウマチ、五十肩、関節炎、ヘルニア等 の病気からくる痛み
- ●病気や診療所等で治療中のけが
- 仕事中・通勤途中でのけが(労災保険適用)

## 接骨院・整骨院にかかるときの注意事項



#### 負傷の原因を正しく伝えましょう

何が原因で負傷したのか、きちんと話しましょう。 負傷の原因が明らかではない場合は、健康保険の対象 とならない場合があります。

#### 領収書をもらいましょう

領収書は、医療費控除を受ける際にも必要ですので、 大切に保管してください。

#### 療養費支給申請書の記載内容をよく 確認し、必ず自分で署名しましょう

療養費支給申請書は、健康保険の請求および受領を 柔道整復師に委任するための重要な書類です。委任欄 に署名する場合は、傷病名・日数・金額をよく確認し ましょう。白紙の用紙に署名をしたり、印鑑を渡して しまうのは、不適切な請求につながる恐れがあります のでご注意ください。





#### 協会けんぽより治療内容についてお尋ねすることがあります

柔道整復師の請求のなかには、健康保険の適用の対象とならない治療の請求や不適切な請求 も一部見受けられます。適正な支払いに調査が必要と判断される場合は、協会けんぽより電話 または文書で負傷原因等を照会することがあります。

協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、加入先の健康保険組合等にお問い合わせください。

# 算定基礎届〈定時決定〉~提出は7月1日から10日まで

7月1日現在におけるすべての被保険者の標準報酬月額を決定するために、事業主は毎年1回、<mark>算定基礎届</mark>を日本年金機構に提出します。これにより決定された標準報酬月額は、原則として9月から翌年8月までの1年間、保険料や年金額等の計算の基礎となります。算定基礎届およびその他の必要な届書は、右記の期限内にご提出ください。なお、期限内にご提出が確認できない場合は、文書や電話にてお願いする場合があります。

提出期限

令和5年7月1日(土)から7月10日(月)まで

提出方法

電子申請または郵送

照 会 先

**ねんきん加入者ダイヤル**: 0570-007-123 (ナビダイヤル)

## 算定基礎届の作成・提出時の注意事項

#### 1 算定基礎届の提出が不要の場合

次の 1~3のいずれかに該当する被保険者については、算定基礎届の提出は不要です。

- 令和5年6月1日以降の資格取得者
- ② 令和5年6月30日以前の退職者
- ❸ 令和5年7月、8月、9月に随時改定の月額変更届対象者(※)

#### (※) ❸の対象者は以下をご留意ください。

- ・届出用紙で提出する場合は、備考欄の【月額変更予定】を〇で囲んでください。
- ・電子媒体または電子申請による提出の場合は、月額変更届対象者を除いて作成してください。
- ・4月の昇給(または降給)に伴う7月の随時改定者は、月額変更届をご提出ください。
- ・5月の昇給(または降給)に伴い8月に月額変更届を予定している方は、5月、6月、7月の給与により月額変更が行われるか確定しますので、確定後はすみやかに月額変更届をご提出ください。
- ・6月の昇給(または降給)に伴い9月に月額変更届を予定している方は、6月、7月、8月の給与により月額変更が行われるか確定しますので、確定後はすみやかに月額変更届をご提出ください。
- ・7月、8月、9月の月額変更に不該当であることが判明した場合は、すみやかに算定基礎届をご提出ください。

#### 2 70歳以上の被保険者の届出

次の ①~③のすべてに該当する被保険者については、70歳以上被用者算定基礎届の提出が必要です。備考欄の [70歳以上被用者算定] を〇で囲み、個人番号をご記入ください。

- 70歳以上
- ② 過去に厚生年金保険の被保険者期間がある
- ❸ 事業所に常時使用されている

#### 3 支払基礎日数が17日未満の月の取り扱い

標準報酬月額は、4月、5月、6月に支払った報酬の平均額から算出しますが、支払基礎日数(報酬の支払い対象となった日数)がそれぞれ17日以上あることが要件です。支払基礎日数が17日未満の月の報酬月額は、算定基礎届の報酬月額の総計および平均額の計算に入れないでください。なお、国・地方公共団体および特定適用事業所・任意特定適用事業所に勤務する短時間労働者の場合は、支払基礎日数が11日以上となります。

#### 4 パートタイム労働者の取り扱い

1週間の所定労働時間お よび1か月の所定労働日数 が同一事業所に使用される 通常の労働者の4分の3以 上の方をパートタイム労働 者といいます。

支払基礎日数	算定方法
3か月とも17日以上	3か月の報酬月額の平均額
1か月または2か月は17日以上	17日以上の月の報酬月額の平均額
3か月とも15日以上17日未満	3か月の報酬月額の平均額
1か月または2か月は15日以上17日未満	15日以上17日未満の月の報酬月額の平均額
3か月とも15日未満	従前の標準報酬月額

<sup>●</sup>随時改定の場合は、継続した3か月のいずれの月も支払基礎日数が17日以上。

特定適用事業所・任意特定適用事業所に勤務し、 1週間の所定労働時間が通常の労働者の4分の3 未満または1か月の所定労働日数が通常の労働者 の4分の3未満またはその両方で、①1週間の所 定労働時間が20時間以上、②月額賃金が88.000円 以上、③2カ月を超える雇用の見込みがある、④ 学生ではない、これらすべてに該当する方を短時 間労働者といいます。

### 5 短時間労働者の取り扱い 令和4年10月より適用条件が変更されました

支払基礎日数	算定方法
3か月とも11日以上	3か月の報酬月額の平均額
1か月または2か月は11日以上	11日以上の月の報酬月額の平均額
3か月とも11日未満	従前の標準報酬月額

<sup>●</sup>随時改定の場合は、継続した3か月のいずれの月も支払基礎日数が11日以上。

※特定適用事業所とは、被保険者数が常時101人以上の事業所または 国または地方公共団体に属するすべての事業所、任意特定適用事業 所とは、被保険者数が常時100人以下で短時間労働者が社会保険に 加入することについての労使合意を行った事業所をいいます。



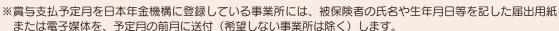


検索

でご確認ください。

# 支給日から5日以内に提出 賞与支払届を忘れずに!

事業主が被保険者(従業員)に賞与を支払ったときは、支給日から5日以内に、**賞与支払届** のご提出をお願いします。届出の内容は、厚生年金保険料等や将来受け取る年金額の計算の 基礎となりますので、届出もれがないようにご注意ください。なお、ご登録いただいた賞与支払 予定月に賞与を支払わなかった場合は、賞与不支給報告書の提出が必要です。





## 国民年金ひとことメモ 🌗 国民年金保険料の免除・納付猶予制度と追納

国民年金第1号被保険者は、毎月の保険料を納める必要がありますが、収入の減少や失業等により経済的に納付 が困難なときは、未納のままにせず、国民年金保険料免除・納付猶予制度をご利用ください。なお、国民年金保険 料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納付したときと比べて、老齢 基礎年金の額が低額となります。この期間の保険料は、後から納付(追納)することで年金額を増やすことができ、 また、社会保険料控除により所得税・住民税が軽減されますので、追納のお申し込みをおすすめします。

国民年金保険料免除・納付猶予制度の詳細 https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/20150428.html

国民年金保険料の追納制度の詳細 https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/20150331.html

# 2023年夏に開催の会場型講習会&WEBセミナー

#### 会場型講習会

## 年金シニアライフセミナー

充実した老後を送るために必要なライフプラン を考えるセミナーです。「年金・医療保険」「生き がい」「暮らしと経済」の項目ごとに解説します。 若年層にも役立つ内容となっていますので、年齢 や世代に関わらず、シニアライフを豊かにするた めのヒントを学んでください!

#### 時 8月3日(木) 13時30分~16時30分

場。自動車会館(千代田区九段南)

**用 会員 2.000円** [一般 15,000円]

申込期間 6月29日(木)15時まで

定 員 180名

師 ㈱活性化セミナー研究所 大橋 正一

ホームページからお申し込みください。郵送の 場合は、申込書をダウンロードしてください。

- 抽選の際は、会員を優先します。
- 複数名参加希望の場合は、それぞれお申し込みください。
- ●申込期間外のお申し込み等、不備がある場合は、落選と なります。
- 申込結果等は、講習会実施日の1週間前までに、ご登録 のメールアドレスまたは郵送にてご連絡します。



#### 次回予告社会保険の基礎知識

社会保険制度の仕組みや手続き、各種医療保険 制度の特徴等について解説(予定)します。

日 時 9月13日(水)·14日(木) 各日10時~16時

申込期間 7月14日(金)10時から 7月28日(金)15時まで

ホームページ 】 講習会・セミナー 】 (会場型講習会)

#### WEBセミナ-

### オンラインライブセミナー

年金と税務の両面から、制度に関する情報を提 供する2部構成のセミナーです。年金事務所およ び税務署の職員が解説しますので、事務担当者や 経営者のみならず、知識の習得という点でもおす すめです。

#### 保険料控除と保険料免除 今後の法改正

2022年10月の制度改正により見直された、 育児休業等期間中の保険料免除要件について、 制度の概要や事務手続き、月額保険料および賞 与保険料の免除を中心に説明します。

講師 新宿年金事務所 職員

#### 第2部 インボイス制度

2023年10月1日から、新たな仕入税額控除の 方式としてスタートするインボイス制度。その 内容や仕組みについて詳しく解説します。

師 新宿税務署 職員

#### **田時 8月9日(水)**

第1部 13時30分~14時30分 第2部 15時00分~16時30分

#### 費 用 無料

受講形式 ハイブリッド

①会場受講 申込締切:6月30日(金)

会場:東京トラック事業健保会館(千代田区三番町)

定員:150名

②ZOOM配信 申込締切:開催日当日

会場受講の申込期限は6月末までですのでお早 めに(定員に達した場合は抽選)。ZOOM配信を ご希望の方は、7月初旬に申込開始となります。 詳細は、ホームページでご確認ください。

ホームページ

(講習会・セミナー)

(オンラインライブ)

#### 東京社会保険協会

https://www.tosyakyo.or.jp/ 会員事業課 ☎03-5292-3596



詳細は、ホームページをご覧ください 1111



# 社会保険に関する動画シリーズ

2023年度版WEBセミナーがまもなく一斉公開! 健康保険から年金 まで最新情報を盛り込みながら、東京社会保険協会のセミナーや講習会 でおなじみの特定社会保険労務士が、丁寧にわかりやすく解説します。 お好きなときに何度でも視聴できるので、ご自身のペースで学びたい トピックを選択してご活用ください。

## イチから学ぶ 社会保険の基礎知識

各種保険の種類や手続き・給付等、社会保険の 基礎を初心者にもわかりやすく解説します。



特定社会保険労務士 安中 繁 (ドリームサポート社会保険労務士法人 CEO)

-部上場企業を含む全国約300社の顧問を 務め、人事制度構築支援、裁判外紛争解決 手続代理業務等にあたる。企業内のみなら ず、事業主団体、大学、地方自治体等で数 多くの研修講師を歴任。

- 社会保険の種類と概要
- 健康保険の給付
- 年金制度の種類と概要①②
- 社会保険の適用・加入要件
- 保険料の計算
- 退職時の手続き・任意継続
- ●その他の社会保険制度(国保・介護等)

## よくわかる 出産・育児・介護制度

各制度の概要や申請手続き等を詳しく説明。 子育で中や介護に直面している方は必見!

- 出産・育児休業制度
- 介護休業制度
- 出産手当金・出産育児一時金
- イクボスを目指そう!!



特定社会保険労務士 大野 知美 (あすそら社会保険労務士事務所)

国家資格キャリアコンサルタント、年金 アドバイザー2級、健康経営エキスパー トアドバイザー。明治大学法学部法律学 科卒業後、大手印刷会社やIT企業等の勤 務を経て独立。東京商工会議所や社労士 会、大学等、多数のセミナーに登壇。

### 公開期間 7月12日(水)13時~(1年間)

覧 ホームページで公開

※各動画(YouTube)約5分~30分/全20本程度 ※一部限定公開(会員はユーザー名・パスワード必要) ※テーマ等は、変更となる場合があります。

#### 知らないと損する 年金のおはなし

年金制度の基本的な知識やポイント等、将来 の年金受給に役立つ情報を紹介します。

- いつ・どんな時から受け取れる?
- ●受け取りながら働いたら?
- 少しでも増やすには?
- 万が一の時にはどうなる?

### よくわかる 労災保険・雇用保険

労務管理や雇用保険制度と手続き等について、 具体的な事例を交えながら説明します。

- 労災保険制度と手続き
- ●雇用保険制度と手続き



特定社会保険労務士 小林 元子 (がんこ社労士事務所)

ファイナンシャルプランナー、宅地建物 取引士。企業向けの労務管理や労働問題、 就業規則の作成等の相談業務、年金事務 所やハローワーク、労働基準監督署への 諸手続きを担当。多くの団体の講習会で 講師として活躍。

ホームページ 】 講習会・セミナー 】 (WEBセミナー

(11) 詳細は、ホームページをご覧ください

1111

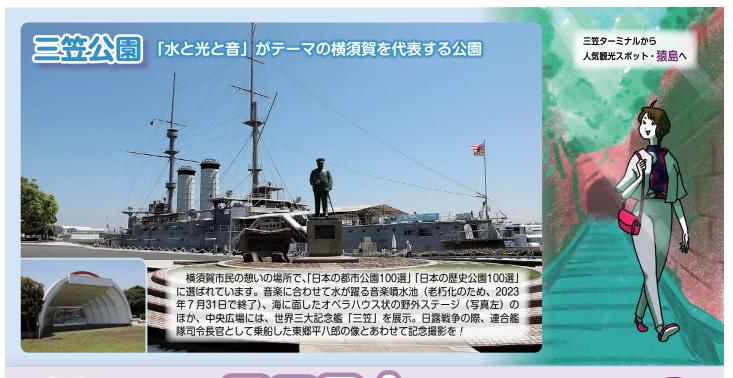
東京社会保険協会

https://www.tosyakyo.or.jp/

会員事業課 ☎03-5292-3596



神奈川県 横須賀市

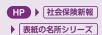


# 初夏のヨコスカで歴史さんぼり

ペリーが開国を求めて浦賀に来航してから今年で170年。幕末以降、歴史の舞台となった横須賀は、軍港として重要な役割を果たすとともに、この街ならではの異国の香り漂う文化を築いてきました。数多い名所・旧跡のなかから、今回は欧米テイストに満ちたエリアを散策します。

(2023年5月16日撮影)











記事提供/日本年金機構 新宿年金事務所・全国健康保険協会(協会けんぽ)東京支部